

《核・原子力》

＜問題 1＞

「工作機械の位置決め精度等の申告値等について」に関して、AからDまでのうち、正しいものはいくつあるか、後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

- A 位置決め精度等とは、位置決め精度又は一方向位置決めの繰返し性をいう。
- B 申告値とは、位置決め精度及び一方向位置決めの繰返し性の代表値として経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易審査課に提出された数値をいう。
- C 工作機械の製造者とは、部分品のみの製造者も含まれる。
- D 型式とは、各直線軸の「位置決め精度」及び「一方向位置決めの繰返し性」に関する設計仕様が同一で、かつ、同一の方法で製造されたものをいう。

- 1. 0 個
- 2. 1 個
- 3. 2 個
- 4. 3 個
- 5. 4 個

(参考条文)「工作機械の位置決め精度等の申告値等について」(抜粋)

I 定義

1. 型式

型式とは、各直線軸の「位置決め精度」及び「一方向位置決めの繰返し性」に関する設計仕様が同一で、かつ、同一の方法で製造されたものをいう。

2. 位置決め精度 (P A : Positioning Accuracy)

位置決め精度とは、工作機械の精度を示す指標の一つで、運用通達 1－1 (7) 「輸出令別表第 1 中解釈を要する語」の欄に掲げる語中、2 の項の「直線軸の全長 について測定したときの位置決め精度 [貨物等省令第 1 条第十四号イ (一)、ロ (一) 及びハ (一) 中の位置決め精度の測定方法]」に基づく測定方法において算出された 数値をいう。

3. 一方向位置決めの繰返し性 (U P R : Unidirectional Positioning Repeatability)

一方向位置決めの繰返し性とは、工作機械の精度を示す指標の一つで、運用通達の輸出令別表第1中解釈を要する語の欄に掲げる語中、6の項の「一方向位置決めの繰返し性」に基づく測定方法において算出された数値をいう。

4. 位置決め精度等

位置決め精度等とは、位置決め精度又は一方向位置決めの繰返し性をいう。

5. 申告値

申告値とは、位置決め精度及び一方向位置決めの繰返し性の代表値として経済産業省貿易経済安全保障局管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に提出された数値をいう。

6. 工作機械の製造者

工作機械の製造者とは、部分品のみの製造者は含まれない。

＜問題 2＞

六ふっ化ウランに耐食性のある材料を用いた次の圧力計のうち絶対圧力計でなく、規制されていないものはいくつあるか、後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

- A 絶対真空を圧力ゼロの基準にした圧力指示計
- B 完全真空状態を圧力ゼロの基準にしたトランスミッタ
- C 絶対真空を圧力ゼロの基準にした隔膜式伝送器
- D 真空度を測定する圧力スイッチ
- E 絶対真空を圧力ゼロの基準にした光電式接点付圧力計

- 1. 1 個
- 2. 2 個
- 3. 3 個
- 4. 4 個
- 5. 5 個

《航空宇宙・レーダー・航法・センサー・レーザー》

＜問題 3＞

(A) から (E) までの下線部分について、正しいものはいくつあるか、後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

(質問) 外為令別表の 1 の項には、「輸出令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術」とありますが、本項には汎用技術（軍用と民生用の両方に使われる技術）も含まれますか。

(回答) 「輸出令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術」にある「輸出令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物」からは、**(A) 事前相談通達**の「部分品・附属品」の解釈により、「他の用途に用いることができるものを除く」ことになります。そのため、軍用と民生用の両方に使われる汎用貨物については、「他の用途に用いることができる」と言えるため「輸出令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物」からは除かれます。そのため、**(B) 当該汎用貨物の設計、製造又は使用に係る技術(汎用技術)については、「外為令別表の 1 の項」には該当しないと言えます。**例えば、「軍用航空機」で使われるコックピットディスプレイが民生利用されているものと同等であった場合、本ディスプレイは「輸出令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物」からは除かれるため、コックピットディスプレイの設計図面については、**(C) 「外為令別表の 1 の項」には該当しないと言えます。**また、当該技術と同等（形状、属性等から客観的に判断して同等といえるもの）な、一般に民生利用及び販売実績がある技術が存在することが確認できる場合は、**(D) 当該技術は「外為令別表の 1 の項」には該当しないと言えます。**「防衛装備」に該当するか否かについて疑義がある場合には、**(E) 提出書類通達**の規定に基づき、照会を行ってください。

1. 1 個
2. 2 個
3. 3 個
4. 4 個
5. 5 個

<問題 4>

AからDまでについて、外為令別表の4の項について、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 外為令別表の4の項(1)では、輸出令別表第1の4の項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術と輸出令別表第1の4の項に該当しない貨物の設計、製造又は使用に係る技術の両方を貨物等省令で規制している。
- B 外為令別表の4の項(2)では、輸出令別表第1の4の項に該当する「ロケット用のアビオニクス装置又はその部分品」の設計に係る技術を貨物等省令で規制している。
- C 外為令別表の4の項(3)では、輸出令別表第1の4の項に該当しない「ロケット又は無人航空機搭載用の電子計算機」の使用に係る技術について、貨物等省令で規制している。
- D 外為令別表の4の項の中欄は、以下の表にあるとおり、Tに「技術」が入り、その下欄のZに「外国」が入るが、輸出令別表第1の4の項の中欄は、Mに「貨物」が入り、その下欄のKは、「地域」が入る。

(参考条文)外為令別表の4の項

	T	Z
4	(1)輸出貿易管理令別表第1の4の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (2)ロケット用のアビオニクス装置又はその部分品の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1)に掲げるものを除く。) (3)ロケット又は無人航空機搭載用の電子計算機の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1)に掲げるものを除く。) (4)オートクレーブの使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (5)原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	全地域

(参考条文)輸出令別表第1の4の項(抜粋)

	M	K
4	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (1) ロケット又はその製造用の装置若しくは工具(型を含む。以下同じ。)若しくは試験装置若しくはこれらの部分品 (1の2) 無人航空機又はその製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品 (2) 多段ロケットの各段、再突入機若しくはその部分品、誘導装置若しくは推力の方向を制御する装置又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品 (3) 推進装置であつて次に掲げるもの若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材若しくは多段ロケットの切離し装置若しくは段間継手又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品 1 ロケット推進装置 2 ターボジェットエンジン、ターボファンエンジン、ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン、デトネーションエンジン、複合サイクルエンジン又はターボプロップエンジン(以下省略)	全地域

1. 0個
2. 1個
3. 2個
4. 3個
5. 4個

＜問題 5＞

AからEまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記 1 から 5 までのの中から 1 つ選びなさい。

- A 運用通達用語の解釈にある「部分品・附属品」の解釈は、輸出令別表第 1 の 1 から 16 までの全ての項番で「他の用途に用いることができるものを除く。」と規定されている。
- B 外為令別表の 2 の項に該当するプログラムであっても、「医療用に設計された装置に組み込まれたプログラムについては、全て外為令別表の 2 の項に該当しない。
- C たとえば、輸出令別表第 1 の 3 の項の用語の解釈に「タンタル合金、チタン合金、ジルコニウム合金、ニオブ合金」が規定されていて、他の項に同じ用語の解釈が規定されていない場合、他の項の用語の解釈を準用できると運用通達に明記されている。
- D 貨物等省令第 10 条及び第 12 条中の「別表第 2」とは、(我が国を除く。)ワッセナー・アレンジメントの参加国である。
- E 提出書類通達の別表 2 の付表 2 は、ワッセナー・アレンジメントの Sensitive List に当たる。

- 1. 0 個
- 2. 1 個
- 3. 2 個
- 4. 3 個
- 5. 4 個

＜問題 6＞

外為令別表の 4 の項（1）・貨物等省令第 16 条第 1 項第一号から第四号までの規定について、「必要な技術」を規制しているものはいくつあるか、後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

1. 1 個
2. 2 個
3. 3 個
4. 4 個
5. 5 個

（参考条文・抜粋）貨物等省令第 16 条第 1 項第一号から第四号

第 16 条 外為令別表の 4 の項（1）の経済産業省令で定める技術は、第 3 条に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、次のいずれかに該当するものであって、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

一 500 キログラム以上のペイロードを 300 キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは第 3 条第二号ロに該当する貨物の製造用の装置若しくは工具（型を含む。以下この条において同じ。）若しくは試験装置若しくはこれらの部分品若しくは同号イ（二）若しくは（三）のいずれかに該当する貨物を使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）

一の二 第 3 条第二号ロ（四）から（六）までのいずれかに該当する貨物を操作、保守若しくは点検するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）

二 500 キログラム以上のペイロードを 300 キロメートル以上運搬することができるロケットを使用するために設計したプログラムであって、2 つ以上の貨物（第 3 条第二号イ又はロに該当するものに限る。）の機能を調整することができるもの又はその設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）

三 第 3 条第二号イに該当する貨物の製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品を設計し、製造し、若しくは使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）

四 500 キログラム以上のペイロードを 300 キロメートル以上運搬すること

ができるロケット若しくは無人航空機若しくはこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品又は第3条第二号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術（プログラムを除く。）

（以下略）

＜問題 7＞

小型船舶等に搭載可能な個体化送信機を使用した航海用二次元レーダーの主な仕様を表 1 に示す。また当該レーダーを輸出する際に行う該非判定の説明を下の A から E に示す。

正しい説明の組み合わせを後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

表 1 航海用二次元レーダーの主な仕様

番号	項目	内容
1	送信周波数帯	S バンド
2	送信器	個体化送信器
3	送信出力	250W（ピーク電力）
4	周波数ホッピング	なし
5	パルス圧縮比	150
6	圧縮パルス幅	35 ナノ秒
7	空中線	長さ 8 フィート（単一）
8	空中線回転数	24rpm（機械式回転）

- A 当該レーダーはパルス圧縮比が 150 であるため貨物等省令第 9 条第十三号ル（一）に該当する
- B 当該レーダーは、圧縮パルス幅の仕様が 35 ナノ秒であり、200 ナノ秒未満にあたるため貨物等省令第 9 条第十三号ル（二）に該当する
- C 当該レーダーはパルス圧縮比が 150、送信出力（ピーク電力）が 250W であるため除外規定により、貨物等省令第 9 条第十三号ル（二）に該当しない
- D 当該レーダーの番号 3 から 8 に示される仕様が貨物等省令の除外規定を満足するため貨物等省令第 9 条第十三号ル（二）に該当しない
- E 当該レーダーはパルス圧縮比が 150 のため貨物等省令第 9 条第十三号ル（一）に該当しない

1. A・B
2. B・C
3. C・D
4. D・E
5. E・A

(参考条文・抜粋)貨物等省令第9条第十三号

十三 レーダーであって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（二次監視レーダー、民生用自動車レーダー、気象レーダー、国際民間航空機関の定める標準に準拠した精測進入レーダー及びこれらの部分品（レーダーの部分品であって航空管制用の表示装置を含む。）を除く。）

イ（中略）

ル 次のいずれかに該当するパルス圧縮技術を利用するもの

（一）パルス圧縮比が一五〇を超えるもの

（二）圧縮パルス幅が二〇〇ナノ秒未満のもの（航海用二次元レーダー又は船舶航行サービス用二次元レーダーであって、次の1から5までの全てに該当するものを除く。）

1 パルス圧縮比が一五〇以下のもの

2 圧縮パルス幅が三〇ナノ秒を超えるもの

3 単一の回転する機械式走査アンテナを有するもの

4 ピーク出力が二五〇ワット以下のもの

5 周波数ホッピング能力を有していないもの

《化学製剤原料》

<問題 8>

輸出令別表第 1 の 3 の項 (1) 及び外為令別表の 3 の項 (1) に関して、A から E までのうち、正しい説明はいくつあるか、後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

- A 輸出令別表第 1 の 3 の項 (1)、貨物等省令第 2 条第 1 項第三号ワに「N・N-ジアルキルアミノエタノール (アルキル基の炭素数が 3 以下であるものに限る。) 及びそのプロトン化塩類」を規制しているので、2-ジイソプロピルアミノエタノール、N・N-ジメチルアミノエタノール及び N・N-ジエチルアミノエタノールが含まれる。
- B 二塩化カルボニルは別名ホスゲンとも言い、分子式は CCl_2 である。
- C 輸出令別表第 1 の 3 の項 (1)、貨物等省令第 2 条第 1 項第三号イに「アルキルホスホニルジフルオリド (アルキル基の炭素数が 3 以下であるものに限る。)」を規制しているので、メチルホスホン酸ジフルオリド、エチルホスホン酸ジフルオリドが含まれる。
- D 輸出令別表第 1 の 3 の項 (1)、貨物等省令第 2 条第 1 項第三号へに「炭素数が 3 以下である 1 のアルキル基との結合以外に炭素原子との結合のないリン原子を含む化合物」を規制しているが、 $\text{O}-\text{エチル}=\text{S}-\text{フェニル}=\text{エチル}$ ホスホノチオロチオナート (別名ホノホス) は、上記規制の構造を有しているが解釈で除かれている物質である。
- E 輸出令別表第 1 の 3 の項 (1) の政令で、「軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質として経済産業省令で定めるもの」が規制の対象となっているが、解釈に「化粧品、シャンプー、調製界面活性剤、インキ、ペイント接着剤、調製不凍液又は調整潤滑剤は除く。」とあるので、これらの用途のものは除外される。

- 1. 1 個
- 2. 2 個
- 3. 3 個
- 4. 4 個
- 5. 5 個

《化学兵器製造》

＜問題 9＞

輸出令別表第 1 の 3 の項（2）で規制されている化学兵器製造関連資機材について、A から E までの中から、誤っている説明の組合せを後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

- A 塔の内径が 0.1 メートルを超える蒸留塔の部分品として設計されたシーブトレイ(多孔板式トレイ)であって、その材質が、蒸留塔と同じチタンの場合、蒸留塔の部分品として、輸出令別表第 1 の 3 の項（2）に該当する。
- B 塔の内径が 0.1 メートルを超える蒸留塔の部分品として設計された液体分配器、及び液体収集器であって、その材質が、蒸留塔と同じチタンの場合、蒸留塔の部分品として、輸出令別表第 1 の 3 の項（2）に該当する。
- C 塔の内径が 0.1 メートルを超える蒸留塔の部分品として設計された液体分配器、蒸気分配器、及び液体収集器であって、その材質が、蒸留塔と同じステンレススチール（SUS304）の場合、蒸留塔の部分品として、輸出令別表第 1 の 3 の項（2）に該当する。
- D 塔の内径が 0.1 メートルを超える蒸留塔の部分品として設計された規則充てん物であって、その材質が、蒸留塔と同じニッケルの含有量が 60 % を超えるニッケル合金の場合、蒸留塔の部分品として、輸出令別表第 1 の 3 の項（2）に該当する。
- E 塔の内径が 0.1 メートルを超える蒸留塔の部分品として設計された蒸気分配器、及び液体収集器であって、その材質が、蒸留塔と同じニッケルの含有量が 60 % を超えるニッケル合金の場合、蒸留塔の部分品として、輸出令別表第 1 の 3 の項（2）に該当する。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

（参考条文・抜粋）

※貨物省令第 2 条第 2 項第四号

- 四 蒸留塔若しくは吸収塔であって、塔の内径が 0.1 メートルを超えるもの又はこれらの部分品として設計された液体分配器、蒸気分配器若しくは液体

収集器のうち、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

- イ ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の40パーセントを超える合金
- ロ ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを超える合金
- ハ ふっ素重合体
- ニ ガラス
- ホ 黒鉛又はカーボングラファイト
- ヘ タンタル又はタンタル合金
- ト チタン又はチタン合金
- チ ジルコニウム又はジルコニウム合金
- リ ニオブ又はニオブ合金

※運用通達

内容物と接触するすべての部分： 交換可能な部分（ガスケット、パッキング、ねじ、シール、ワッシャー等をいう。）以外で内容物と接触する全ての部分をいう。

SUS304（＊）

組成は、クロム：18－20％、ニッケル：8－10.5％、炭素：0.08％以下、
他。

《生物兵器製造》

＜問題 10＞

輸出令別表第1の3の2の項(2)・貨物等省令第2条の2第2項の規制対象貨物の該非判定に係わる説明について、誤っている説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 該非判定の対象貨物は「使い捨ての発酵槽」の部分品である「培養容器」です。その培養容器は厚手のガラス製で自立式のために収容装置は不要のタイプです。一方、貨物等省令第2条の2第2項第二号ロによる規制対象の部分品は(二)の使い捨て培養容器の「収容装置」と(三)の「制御装置」の2点だけになっています。よって、当該貨物「培養容器」は部分品規制の対象外です。
- B 令和7年11月14日省令改正により貨物等省令第2条の2第2項第三号に「使い捨て式の遠心分離機」が追加され、使い捨て式も規制の対象であることが明定されました。なお、遠心分離機は規制改正後も、使い捨てであるか否かを問わず規制の対象は連続式に限定されています。
- C 「クロスフローろ過装置」では貨物等省令第2条の2第2項第四号の二により、同四号に掲げるものに使用するために設計された部分品が規制の対象になっています。即ち、クロスフローろ過装置本体が使い捨て式であるか否かに係わらず、規制該当のクロスフローろ過装置に使用する様に設計されたものであれば、ろ過部品単体／1個の有効ろ過総面積が規定値以上のものが規制対象になります。
- D 貨物等省令第2条の2第2項第六号ロは物理的封じ込めチャンバー、アイソレータ又は安全キャビネットを規制対象にしています。これらは物理的封じ込め装置と総称されていますが、例えば、安全キャビネットは装置全体としては作業台であって、感染性の生物剤を物理的に封じ込めながらその遺伝子操作等をするために使用されるものです。即ち、物理的封じ込め機能を備えた装置を規制対象にしています。これらの装置には、装置内の対象物取り扱うための手段としてグローブ(ゴム手袋)を取付けたタイプのものが多い。ここに、グローブボックスタイプの「無菌チャンバー」というがあります。この装置では、運転中(グローブを使用した作業はしていない)状態でグローブは装置の外側を向いて膨らんでいました。この装置の場合は本規制仕様に該当しないものであり、非該当のものと判断されます。
- E 貨物等省令第2条の2第2項第九号では、「核酸の合成又は核酸と核酸の結合を行うための装置」が規制対象の貨物になっています。本規制に該当する装置は非常に高機能なものに限定されており、①一回の稼働で、連続した長

さが1.5キロベースを超える核酸を、②5パーセント未満のエラー率で生成するように設計されたものを規制対象としています。

1. 1個
2. 2個
3. 3個
4. 4個
5. 5個

《先端材料》

＜問題 1 1＞

(A) から (E) までの下線部分について、正しいものはいくつあるか、後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

(質問) 輸出令別表第 1 の 5 の項の (1 8) 及び貨物等省令第 4 条第 2 号に規定する繊維を使用した (A) 成型品 についての解釈規定により、航空機用のものや船舶用のものについては規制対象が (B) 「半製品」 に限定されていますが、これはこういったものを指すのでしょうか。

(回答) (B) 「半製品」 は、(C) 今後まだ加工される予定や可能性のある貨物を指し示しています (従前より貨物等省令でも用いている用語です。)。今後更に加工を施すことのない「(D) 最終製品」は、貨物等省令第 4 条第 2 号の規制の対象からは外れています。なお、当該成型品を用いて製造された (D) 最終製品 については、当該 (D) 最終製品 が、(E) 輸出令別表第 1 の 5 の項の (1 8) 及び貨物等省令第 4 条第 2 号以外に掲げる貨物に該当するか否かについて判定を行う必要はありません。

1. 1 個
2. 2 個
3. 3 個
4. 4 個
5. 5 個

＜問題12＞

AからEまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までのの中から1つ選びなさい。

- A ポリベンゾオキサゾールの「取扱説明書」は、貨物等省令第17条第4項に該当しない。
- B ポリベンゾチアゾールを「検査」するためのプログラムは、貨物等省令第17条第4項に該当しない。
- C ビニルエーテルのモノマーを含むゴム状のふっ素化合物の「生産エンジニアリング」に関するプログラムは、貨物等省令第17条第5項に該当する。
- D ポリベンゾオキサゾールの「パイロット生産計画」の図面は、貨物等省令第17条第4項に該当する。
- E ビニルエーテルのモノマーを含むゴム状のふっ素化合物の「保管」に関する文書は、貨物等省令第17条第5項に該当する。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

(参考条文・抜粋) ※貨物等省令第17条第4項、第5項

- 4 外為令別表の5の項(4)の経済産業省令で定める技術は、ポリベンゾチアゾール又はポリベンゾオキサゾールの設計又は製造に係る技術(プログラムを除く。)とする。
- 5 外為令別表の5の項(5)の経済産業省令で定める技術は、ビニルエーテルのモノマーを含むゴム状のふっ素化合物の設計又は製造に係る技術(プログラムを除く。)とする。

<問題 13>

(A) から (E) までの下線部分について、正しいものはいくつあるか、後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

(質問) 運用通達の輸出令別表第 1 の 5 の項の解釈にある「貨物等省令第 4 条第二号の成型品」についてお尋ねします。「板、棒、シート、塊、管及び線の形状 (航空機用又は船舶用についてはあらゆる形状 (半製品に限る。)) のものをいう。／次のいずれかに該当するものを除く。イ 民生用に設計された スポーツ用、自動車用、工作機械用及び医療用の成型品 (以下、略)・・・」という解釈について、例えば、貨物等省令第 4 条第二号に該当する板状の成型品で、カタログに工作機械用などあらゆる用途に使用できると明記していれば、民生用に設計された工作機械用にも使用できるので、同号から除外され、非該当と考えてよいでしょうか。

(回答) (A) 良いです。 お問い合わせの貨物等省令第 4 条第二号に該当する板状の成型品は、(B) カタログに工作機械用などあらゆる用途に使用できると明記されているようですが、運用通達では、「民生用に設計されたスポーツ用、自動車用、工作機械用及び医療用の成型品は除く。」と (C) 特定の用途用のもののみが除外されそれ以外の用途はすべて含まれます。民生用に設計された工作機械用のものではなく、汎用に設計された 板状の成型品が工作機械用にも使うことができるというケースでは除外の適用を受けず、(D) 非該当になるでしょう。なお、貨物等省令第 14 条第一号の成型品についても、貨物等省令第 4 条第二号の成型品と (E) 異なった解釈となりますので、ご注意ください。

1. 1 個
2. 2 個
3. 3 個
4. 4 個
5. 5 個

《材料加工》

＜問題 1 4＞

10 年前に日本製の同時 4 軸輪郭加工が可能なマシニングセンター（以下 4 軸 MC と略記）1 台を新品で購入し、日本国内にある自社工場で金属部品加工に使ってきた。今回当該 4 軸 MC を海外子会社の工場に移設することになった。

当社では以前から当社が輸出者となって国内設備機を海外子会社に輸出・移転してきたが、工作機械直線軸の位置決め精度に係る測定は、当該工作機械のメーカ（製造者）ではなく、以前より取引のある市中の測定業者に依頼しており、今回の輸出に際する精度測定も同測定業者が実施し、当該直線軸精度に関する判定は非該当となった。

この輸出に際する該非判定に係る考え方に関し、後記 1 から 5 までの中から、最も適切なものを 1 つ選びなさい。

1. 我が国の法令にはそもそも MC という語句は存在しないので、MC 全般は規制されていないと考えてよい。
2. 購入時のメーカ納入仕様書に当該 4 軸 MC の直線軸両方向位置決め精度 P A の値が $6.5 \mu\text{m}$ と記載されている。また納入以降直線軸位置決め精度を向上するような改造は行っていないことを当該メーカは把握している。これらを根拠に P A に関する該非判定は非該当とすることができる。
3. 今回の場合は当該工作機械メーカに必要な情報を提示した上で当該工作機械の直線軸精度に係る該非判定を非該当とする妥当性をチェックしてもらう必要がある。メーカから測定及び非該当判定が妥当である旨の結果が得られたら、その結果を添えて当該中古工作機械輸出を経済産業省に届け出て経済産業省から届出受理票を受け取り、輸出・通関手続きに当たり税関当局に当該届出受理票を提出する必要がある。
4. 当該 4 軸 MC の直線軸に関する精度測定を測定業者にて実施した際に、3 軸目の測定途中で停電が発生したため、翌日測定を再開した。この際慣らし運転および 1, 2 軸目の測定は終了しているので 3 軸目の中断箇所から再開し、その測定結果に基づいて直線軸の精度に関する該非判定を行った。
5. 位置決め精度測定に基づく P A に係る精度該非判定結果は非該当となった。我が国の法令の規定により 2 の項を優先して判断すればよいので、6 の項の一方向位置決め繰返し性 U P R に係る該非判定は行わなくても良い。

<問題 15>

(A) から (D) までの下線部分について、正しいものはいくつあるか、後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

(質問) 自動計測装置（座標測定装置）を装備した工作機械の場合の、座標測定装置の該非判定について教えてください。

(回答) 座標測定装置の測定精度に関する該非判定につきましては、平成 26 年（2014 年）の法令改正により、輸出令別表第 1 の 2 の項、6 の項共に (A) 輸入者 が指定した値（(A) 輸入者 の保証値又は仕様書値（カタログ値など））で判断できることとなりましたので、仕様値が明確になっている場合は (B) 実測は不要 です。各社で、仕様値を明確にされる必要があります。

また、測定軸の数が (C) 3 軸以上 の自動計測装置（座標測定装置）については、空間精度を測定する規定となっていますが、空間精度を測定するプログラムを装備せず、空間精度測定ができない仕様であれば、省令第 1 条十七号イ及び第 5 条第八号イに記載されている空間の測定精度は測定できないと判断されますので、(D) 該当 と判定します。

1. 0 個
2. 1 個
3. 2 個
4. 3 個
5. 4 個

<問題 16>

(A) から (D) までの下線部分について、正しいものはいくつあるか、後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

(質問) 当社マシニングセンタの中には、輪郭制御をすることができる軸数が 5 (直線軸 3 + 回転軸 2) の仕様の機械があり、それには市販されている数値制御装置を搭載しています。数値制御装置メーカーの仕様としては輪郭制御をすることができる軸数は最大で同時 4 軸ですが、この場合の輸出令別表第 1 の 2 項の判定としては、該当となるのでしょうか。

(回答) 基本的に (A) 機械の軸数と制御装置の同時制御軸数とは切り離して考えません。 たとえ制御装置として最大同時制御軸数が 4 であっても、機械として輪郭制御をすることが出来る回転軸数が (B) 2 以上 あるいは (C) 軸数が 5 以上 ならば、輸出令別表第 1 の 2 の項、貨物等省令第 1 条第十四号ロ (二) あるいは (三) において、(D) 非該当 と判定します。

1. 0 個
2. 1 個
3. 2 個
4. 3 個
5. 4 個

《エレクトロニクス》

＜問題 17＞

(A) から (E) までの下線部分について、正しいものはいくつあるか、後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

(質問) 輸出令別表第 1 の 7 の項 (16) に非該当である半導体製造用の後工程組立装置では、その技術(取扱説明書)やプログラムについても非該当として判断して良いでしょうか？ その他注意点があれば教えてください。

(回答) 半導体製造装置の「(A) 製造に係る技術」は、外為令別表 7 の項 (2)、貨物等省令第 19 条第 2 項で判定します。貨物等省令第 19 条第 2 項の規制対象は (B) 技術 ですので、取扱説明書等の技術 (プログラムを除く。) は規制対象ではありません。プログラムは (C) 設計意図 に基づき判定します。該当の半導体製造装置に使用するよう設計したプログラムは (D) 該当 です。このプログラムを非該当の半導体製造装置に搭載しても (D) 該当 です。非該当の半導体製造装置に使用するよう設計したプログラムは (E) 非該当 です。

ご質問の「後工程組立装置」が、貨物等省令第 6 条第十七号イ、ロ、ホ、ヘ又はヌに (E) 非該当 であれば、この装置を使用するために設計したプログラムは (E) 非該当 と判定されます。他の半導体製造装置に使用するよう設計したプログラムを後工程組立装置に搭載したならば、当該プログラムの設計意図に基づきプログラムの該非が決定されるので、判定が異なります。

但し、他の項番には、貨物の該非に関係なく技術・プログラムが規制されるものがありますので、その点については法令をよくご確認ください。また、ご判断をお願いします。

1. 1 個
2. 2 個
3. 3 個
4. 4 個
5. 5 個

<問題 18>

(A) から (D) までの下線部分について、正しいものはいくつあるか、後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

(質問) 書き換え不可の ROM または 1 回のみ書き込み可能の ROM を内蔵したマイクロコンピュータ (以下、マイコン) の判定方法を教えてください。

(回答) マイコンの ROM に書き込まれたプログラムは、特定の機器を使用するために設計されることから、次のように判定します。

①書き換え不可の場合

(A) マスク ROM マイコンがこれにあたります。マイコンのハードとプログラムを一体で扱い、用途に応じ(B) 専用集積回路として判定します。なお、(C) プログラムを別途判定する必要があります。

② 1 回のみ書き込み可能の場合

(D) OTPROM マイコンがこれにあたります。プログラムを書き込まない場合は、汎用設計のマイコンなら汎用集積回路として判定し、特定機器向けに専用設計されているマイコンでは用途に応じ専用集積回路として判定します。プログラムが書き込まれると書き換え不可となるため、①と同様に専用集積回路として判定します。

1. 0 個
2. 1 個
3. 2 個
4. 3 個
5. 4 個

<問題 19>

(A) から (D) に入る正しい用語の組合せについて、後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

(質問) 燃料電池 (セル) は、7 の項 (6) 一次セル、二次セルの該非判定が必要でしょうか？

(回答) **(A)** です。**(B)** の解釈の一つとして「電気エネルギー源であるもののうち、バッテリーの基本的な構成部品であるもの」というのがあります。燃料電池は、**(C)** (水素や空気等) からの供給がなければ電力源とはならないため、「電気エネルギー源であるもの」とは言えません。また、燃料電池は、**(D)** で規制されていることにより、7 の項 (6) での該非判定は **(A)** となります。

1. (A) 必要 (B) セル (C) 外部 (D) 1 1 の項 (5)
2. (A) 必要 (B) 一次セル (C) 内部 (D) 1 1 の項 (5)
3. (A) 必要 (B) 電池 (C) 外部 (D) 1 2 の項 (6)
4. (A) 不要 (B) セル (C) 外部 (D) 1 2 の項 (6)
5. (A) 不要 (B) セル (C) 内部 (D) 1 2 の項 (6)

<問題 20>

(A) から (E) までの下線部分について、正しいものはいくつあるか、後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

(質問) 運用通達及び役務通達に規定する「医療用装置」については、どのようなものがこれに該当すると考えればよいでしょうか。

(回答) 製品の仕様書により (A) 医療用に設計されたものであることが確認できる場合や、医療用機器として (B) 薬事法上の製造販売許可を取得しているもの等、(C) 外形的に医療用に設計された装置であることが客観的に判断できるものが該当するものと解されます。他方、開発段階にあるような装置については、例えば医療用機器メーカーと製造・販売契約を結び、最終的な製品化まで視野に入れて開発を行っている場合は、(D) 当該契約を締結している旨が明らかであれば対象に含み得ますが、(E) 外形的な基準が明確でないものでも、医療用装置に含み得ますのでご注意ください。

1. 0 個
2. 1 個
3. 2 個
4. 3 個
5. 4 個

《コンピュータ》

＜問題 21＞

AからEまでのうち、正しいものはいくつあるか、後記1から5までのの中から1つ選びなさい。

- A 量子計算機は、輸出令別表第1の8の項、貨物等省令第7条第三号で規定するデジタル電子計算機での該非判定が必要である。
- B 量子計算機の電源を制御する専用集積回路は、貨物等省令第7条第三号で規定するデジタル電子計算機の部分品での該非判定が必要である。
- C 85度を超える温度で使用することができるように設計したパソコンは、零下45度より低い温度で使用することができるように設計していないのであれば、貨物等省令第7条第一号イに該当しない。
- D 光コンピュータは、貨物等省令第7条第一号の「電子計算機」にもあたるので、同条同号での該非判定も必要である。
- E シストリックアレイコンピュータは、貨物等省令第7条第一号の「電子計算機」にあたらないので、同条同号での該非判定は不要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

＜問題 22＞

以下の構成の電子計算機の中で、貨物等省令第7条第七号に該当となるものの組合せを1つ選びなさい。なお、AからEまでの電子計算機には、各文中に記載の内容以外に貨物等省令第6条第一号ヨに該当する集積回路は含まないものとする。

- A 貨物等省令第6条一号ヨに該当の高性能GPU（集積回路）を3個組み込んだハイブリッドコンピュータ。
- B 貨物等省令第6条一号ホに該当するアナログデジタル変換用の集積回路を、1個内蔵しているデジタル電子計算機。
- C 貨物等省令第6条二号ハに該当のモノリシックマイクロ波集積回路増幅器を6台搭載したアナログコンピュータ。
- D 高性能GPU（集積回路）を組み込んだGPUカードや、いろいろな機能を持ったインターフェイスカードを搭載可能なスロットを持つデジタル電子計算機。ただし、各スロットには、いずれのインターフェイスカードも搭載していないもの。
- E 貨物等省令第6条一号ヨに該当する高性能GPU（集積回路）を1個内蔵しているデジタル電子計算機。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

解釈：

・貨物等省令第7条第七号中の電子計算機

デジタル電子計算機、ハイブリッドコンピュータ、アナログコンピュータを含む。

《通信・情報セキュリティ》

＜問題 23＞

輸出令別表第1の9の項(7)、貨物等省令第8条第九号及び十一号の暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品、並びに外為令別表の9の項(1)、貨物等省令第21条第1項に関連する以下のAからEの説明において、正しいものがいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 貨物等省令第8条第九号イにおいて、情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有する装置又は部分品は規制される。
- B 貨物等省令第8条第九号イにおいて、汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバーであって、データの機密性確保のための暗号機能が、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもので、装置の操作、管理又は保守に限定されているものは規制される。
- C 暗号装置で、情報システムのセキュリティ管理機能を無効化するものであって、暗号解析を行うように設計したものは規制される。
- D 貨物等省令第21条第1項第九号に該当するプログラムのみにより、貨物等省令第8条第九号に該当する貨物の有する機能と同等の機能を実現する場合は、当該装置は貨物等省令第8条第九号に非該当である。
- E OS上で動作するアプリケーションプログラム(以下AP)で、他装置や他プログラムと暗号通信を行うためにOSの持つ暗号通信機能をI/Fを介して利用する場合、当該AP自身が暗号機能を有しなければ外為令別表の9の項(1)で判定する必要はない。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

(参照条文)貨物等省令第8条第九号及び第十一号

九 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であって、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（第三条第十九号ハ（二）2、本号へ、第十一号又は第十条第五号イに該当するものを除く。）

イ 対称アルゴリズムを用いたものであって対称鍵の長さが五六ビットを超えるもの又は非対称アルゴリズム（アルゴリズムの安全性が次の（一）から（六）までのいずれかに該当する困難性に基づくものに限る。以下この号において同じ。）を用いたものであって、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計し、又は改造したもののうち、次の（七）から（十）までのいずれかに該当するもの（（十一）から（十八）までに該当するものを除く。）

（一） 五一二ビットを超える整数の素因数分解

（二） 有限体上の乗法群における五一二ビットを超える離散対数の計算

（三） （二）に規定するもの以外の群における一一二ビットを超える離散対数の計算

（四） 格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題

（五） 超特異楕円曲線間の同種写像の探索

（六） ランダムな符号の復号

（七） 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有するもの

（八） デジタル通信装置、有線若しくは無線回線網による電気通信回線を構築、管理若しくは運用するための装置又はこれらの部分品（（七）に該当するものを除く。）

（九） 電子計算機若しくは情報の記録及び保存若しくは処理を主たる機能として有するもの又はこれらの部分品（（七）又は（八）に該当するものを除く。）

（十） 次の1及び2に該当するもの（（七）から（九）までに該当するものを除く。）

1 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物の主たる機能以外の機能を支援するために用いられているもの

2 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物に組み込まれたもの（この号から第十二号までのいずれかに該当するものに限る。）又は第二十一条第一項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号、第九号の二若しくは第十七号のいずれかに該当するプログラム（公開されているものを除く。）によって実現されているもの

（十一） 暗号機能を有するスマートカード若しくはそのリーダライタであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品

1 スマートカードであって、次のいずれかに該当するもの

一 データ機密性確保のための暗号機能が、本号イに該当しない装置又はシステム（本号

へのみに該当するものを除く。)に限定して使用されるスマートカードであって、かつ、他の用途のためにプログラムの書き換えができないもの

二 個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(認証及び金銭債権に係るものその他これらに類するものを含む。))を含む。))をいう。(十一)において同じ。)又は団体情報(法人その他の団体の情報であって、認証及び金銭債権に係るものその他これらに類するものを含む。(十一)において同じ。))に係る情報が記録され、又は記録されるように設計したものであって、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ 暗号機能を専ら当該スマートカードに記録された個人情報又は団体情報の保護のためにのみ使用するもの

ロ 専ら公共施設若しくは商業施設において使用し、又は当該スマートカードに記録された個人情報又は団体情報に係る情報の認証のために使用するもの

ハ 当該スマートカードを使用する者が当該スマートカードの有するデータの機密性確保のための暗号機能を変更することができないもの

2 リーダライタ(電気通信回線を通じて読み取り、又は記録するものを含む。)

(十二) 民生用に設計した携帯用電話機端末(携帯回線網用の電話その他の無線回線網用の電話をいう。(十四)において同じ。))若しくは移動用電話機端末(専ら自動車その他の移動体において使用するよう設計したものをいう。(十四)において同じ。))であって、次の1及び2に該当するもの(衛星電話を除く。))又はこれらの部分品

1 他の電話機端末その他の装置(無線アクセスネットワーク装置を除く。)に暗号化されたデータを直接送信することができないもの

2 無線ネットワーク制御装置、基地局制御装置その他の無線アクセスネットワーク装置を経由して暗号化されたデータを伝達することができないもの

(十三) コードレス電話機端末間での暗号化機能を有しないコードレス電話装置であって、コードレス電話機端末と家庭内基地局の間に無線中継器がない場合の一無線区間での電波到達最長実効距離が四〇〇メートル未満のもの又はその部分品

(十四) 民生用に設計した携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又は同等の無線機端末であって、特定の民生産業用途に用いるために設計を変更したもののうち、次の1及び2に該当するもの又はこれらの部分品

1 設計を変更する前の端末が、本号へに該当するもの

2 設計を変更する前の端末のデータの機密性確保のための暗号機能が、設計の変更による影響を受けないものであって、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもの

(十五) 民生用に設計した移動体通信用の無線アクセスネットワーク装置であって、暗号機能が使用者によって変更できず、使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計したもののうち、無線周波数の出力が〇・一ワット（二〇ディービーエム）以下で、かつ、同時に接続できるデバイスが三二以下のもの又はその部分品

(十六) ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレーであって、データの機密性確保のための暗号機能が装置の操作、管理若しくは保守に関するものに限定されており、かつ、公開された若しくは商業用の暗号標準のみを用いたもの又はこれらの部分品

(十七) 汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバーであって、データの機密性確保のための暗号機能が次の1及び2に該当するもの又はこれらの部分品

1 公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもの

2 次のいずれかに該当するもの

一 へに該当する中央演算処理装置において実現されているもの

二 オペレーティングシステム（第二十一条第一項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号、第九号の二又は第十七号のいずれかに該当するものを除く。）において実現されているもの

三 装置の操作、管理又は保守に限定されているもの

(十八) ネットワークに接続する民生産業用途のために設計したものであって、次の1及び2に該当するもの又はこれらの部分品

1 次のいずれかに該当するもの

一 ネットワークに接続可能な端末であって、次のいずれかに該当するもの

イ データの機密性確保のための暗号機能が、任意でないデータの秘匿又は操作、管理若しくは保守に限定されているもの

ロ ネットワークに接続する特定の民生産業用途に限定されているもの

二 ネットワーク装置であって、次のイ及びロに該当するもの

イ 一に該当する端末と通信するために設計したもの

ロ データの機密性確保のための暗号機能が、一に該当する端末のネットワークに接続する民生産業用途の支援に限定されているもの、又は当該ネットワーク装置若しくは本号イ

(十八)に該当する他の貨物の操作、管理若しくは保守に限定されているもの

2 データの機密性確保のための暗号機能が、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたものであって、当該貨物の有する暗号機能が当該貨物を使用する者によって変更でき

ないもの

ロ 暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) ある貨物（本号から第十二号までに該当しないものに限る。）を本号イに該当するもの（本号へに該当しないものに限る。）に変換し、又はあるプログラム（第二十一条第一項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号、第九号の二又は第十七号に該当しないものに限る。）を第二十一条第一項第九号（第八条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。）に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したもの

(二) 本号から第十二号までのいずれかに該当するもの又は第二十一条第一項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号若しくは第九号の二に該当するプログラムに本号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるように設計し、若しくは改造したもの

ハ 量子暗号を用いるように設計し、又は改造したもの

ニ 次のいずれかに該当するウルトラワイドバンド変調技術のためのチャンネル符号、スクランブル符号又はネットワーク認識符号の生成に暗号処理技術を用いるように設計し、又は改造したもの

(一) 帯域幅が五〇〇メガヘルツを超えるもの

(二) 瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が二〇パーセント以上のもの

ホ スペクトル拡散のための拡散符号の生成（周波数ホッピングのためのホッピング符号の生成を含む。）に暗号処理技術を用いるように設計し、又は改造したもの（ニに該当するものを除く。）

ヘ 次の（一）又は（二）のいずれかに該当するもの（該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によつて書面により確認できるものに限る。）

(一) 次の１から３までの全てに該当するもの

１ 購入に際して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置（電話を含む。）による注文により、販売店の在庫から販売されるもの

２ 当該貨物の有する暗号機能を当該貨物を使用する者によつて変更できないもの

３ 当該貨物の有する暗号機能の使用に際して当該貨物の供給者又は販売店による技術支援の必要がないもの

(二) (一)に該当する貨物のために設計された部分品であって、次の1から3までの全てに該当するもの

- 1 情報システムのセキュリティ管理機能が当該部分品の主たる機能ではないもの
- 2 (一)に該当する貨物の有する暗号機能を変更できず、かつ、当該貨物に新しい暗号機能を追加できないもの
- 3 当該部分品の機能が固定されており、特定の使用者のために設計し、又は改造していないもの

十一 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品のうち、情報システムのセキュリティ管理機能が無効化し、機能を低下させ又は迂回させるものであって、次のいずれかに該当するもの

イ 暗号解析を行うように設計し、又は改造したもの（リバースエンジニアリングの方法により暗号解析機能を実行するように設計し、又は改造したものを含む。）

ロ 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出するもの（イ又は第七条第五号に該当するものを除く。）であって、その機能実現のために電子計算機の端末又は通信端末の認証又は承認制御を迂回することができるように設計したもの（電子計算機の端末又は通信端末の設計又は製造のために特に設計したシステム又は装置、若しくは次の（一）から（四）に掲げるものを除く。）

- (一) デバッガ、ハイパーバイザー
- (二) 論理データ抽出に限定されたもの
- (三) チップオフやJTAGを使用してデータ抽出するもの
- (四) ジェイルブレーキング又はルート化用に特別に設計されたものの回答

<問題 2 4>

(A) から (D) までの下線部分について、正しいものはいくつあるか、後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

(質問) 貨物等省令第 8 条第九号イ (十八) の「民生産業用途」と、貨物等省令第 8 条第九号イ (十四) の「特定の民生産業用途」とは、どのような違いがあるのでしょうか。

(回答) 貨物等省令第 8 条第九号イ (十四) の「特定の民生産業用途」には、警察や消防等の公共サービスは (A) 含まれます が、貨物等省令第 8 条第九号イ (十八) の「民生産業用途」には、(B) 制限が多数あります。

(質問) 貨物等省令第 8 条第九号イ (十八) の「任意でないデータ」はどのようなものなのでしょうか。

(回答) 「任意でないデータ」は、運用通達の解釈では、「システムの安定性、性能又は物理的測定に直接的に関連するセンサーのデータ又は計測したデータ (温度、圧力、流速、質量、体積、電圧、物理的位置など) であって、当該貨物を (C) 使用する者 によって (D) 変更できること をいう。」となっています。例えば、機器が設置された場所の緯度や経度、温度、湿度等の物理的な情報を送受信する事で成り立つサービスにおいて、センサーやデバイスで計測した物理的な情報を収集する「ネットワークに接続する民生産業用途のために設計した」端末とネットワーク装置の間、あるいは、ネットワーク装置の間で直接的に送受信するデータをいいます。送受信するデータは、センサーやデバイスで計測した物理的な情報であれば特に制限はありませんが、(C) 使用する者 によって (D) 変更できること が条件となります。

1. 0 個
2. 1 個
3. 2 個
4. 3 個
5. 4 個

<問題 25>

(A) から (C) に入る正しい用語の組合せについて、後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

(質問) 用途がそれぞれ異なる複数の暗号アルゴリズムを内蔵している集積回路の判定についての相談です。例えば、(A) 専用暗号アルゴリズムはどのように判定したらよいでしょうか。

(回答) 複数の暗号アルゴリズムを内蔵している集積回路の判定は、それぞれの暗号アルゴリズムを (B) で判定します。なお、(A) 専用暗号アルゴリズムは、(B) イの柱書きの「データの機密性確保のための暗号機能」に (C) (運用通達の解釈で「(A)」は除かれる) ことから、(B) イで (D) と判定できます。

1. (A) 認証 (B) 省令第 8 条第九号 (C) あたらない (D) 非該当
2. (A) 決済 (B) 省令第 8 条第十号 (C) あたる (D) 該当
3. (A) 認証 (B) 省令第 8 条第九号 (C) あたらない (D) 該当
4. (A) 決済 (B) 省令第 8 条第十号 (C) あたる (D) 該当
5. (A) 認証 (B) 省令第 8 条第九号 (C) あたる (D) 非該当